

昭和52年4月15日発行
毎月1日15日発行
発行所 佐賀県鳥栖市宿町1118
鳥栖市役所(電33111)

とす市報

4月15日号
No. 347

市民の動き

昭和52年3月1日現在

人		口		世帯数
総数	男	女		
(+35)	(+37)	(-2)	(+19)	
51,587	24,760	26,827	13,124	

新年度は約56億円で スタート 一般会計歳入歳出予算

昭和52年度の一般会計歳入歳出予算は、56億2856万8000円、51年度に比べ23.2%増でスタートしましたが、3月定例市議会で、同予

算案が審議されるに先立ち、原市長が説明した提案理由から、52年度の市政の方針を紹介いたします。

本市の昭和51年度を顧みると、質素をモットーにした若楠国体は成功のうちに終了し、また教育施設の充実、基里老人福祉センターの建設、そのほか生活環境の整備等、起債に依存した財政状態ではありますが、収支の均衡を保持しながら、当初予定していた事業は、応の成果をみる事ができました。

昭和52年度は、教育施設の増改築、生活道の整備、交通安全対策、商工業および農業の振興等、市政の各般にわたり、数々の問題が山積していますが、限られた財源で、総合的行政を行うことは、財政を破たんし導くことが憂慮されます。あくまで健全財政を維持し、将来明るく住みよいまちを建設するため、き然たる態度をもって諸問題に対処しなくてはなりません。

鳥栖市の昭和52年度の予算編成にあたっては、景気回復のテンポが緩慢化し、租税の大きな伸びが期待できない財政事情でありますので、国と同一の基調により、経常的経費は厳しく抑制し、年度間を見通した所要額を計上するとともに、財源の重点配分、経費支出の効率化に徹した財政運営を行いながら、一方財源の確保についても格段の努力をする考えであります。

また投資的経費については、事業順位の適正な位置づけを行い、公債比率等を考慮しな



4月10日落成、オープンした基里老人福祉センターの正面。これで市内の老人福祉センターは3つになりました。

が、財源の確実な見通しがあるものについて予算措置を講じることとし、硬直化した財政状態から脱却するよう努力します。

昭和52年度予算の骨子としては、基本計画に基づいて、引き続き教育の伸長を図るため「教育施設の充実」、ついで市民生活優先を基調として「民生の安定と市民福祉の向上」、「生活環境の整備」、「市民に直結した産業の振興」を主軸に、市政を推進する方針であります。

教育施設を充実

教育施設を改善し、教育効果を高めるため老朽校舎の増改築事業を重点施策として続けてきましたが、基里小学校が昭和53年度に、児童数の増加により国庫補助対象事業の増加が見込まれるため、昭和52年度から2か年の継続事業として取組むことにしています。

また鳥栖小学校の改築事業は、森木川の改修工事と併行して、引き続き改築工事にあたることにしました。

懸案となっている新設小学校は、3年間の継続事業として建設に着手することとし、52年度には、普通教室、屋内運動場、給食室を建設し、53年度に開校する予定であります。

福祉を向上

民生の安定と福祉向上については、国策の施策に呼応し、特に生活保護家庭等の困窮家庭に対する援護をはじめ、更生指導など細心の注意をはらい、母子、身障者等に対しても積極的な福祉施策を展開し、より充実した福祉行政を推進する所存であります。

老人の健康相談やレクリエーションなど憩いの場として老後の生活に楽しみと生きがいを与えるような心のこもった老人福祉センターの運営を行うとともに、社会的に恵まれない人々に対する見舞金制度や点字広報など市独自の援護措置を引き続き考慮してまいり

い所存であります。

火災から市民の生命と財産を守るため、消防ポンプ自動車の購入、防火水そう、消火せんの設置により消防力の強化に努めるとともに、非常サイレンのいっせい吹鳴装置を取付け、消防団員の招集、市民への警報徹底に努めます。

生活環境を整備

日本血吸虫病撲滅対策としての水路のコンクリート化工事を積極的に進めることとし、財源の見通しがつき次第に着手し、1日も早く市民の不安を除くよう努力します。

花とみどり公園に囲まれた公害のない明るい生活環境をつくるため、水質汚濁、騒音、悪臭等にたいする監視、指導を強化するとともに、ごみ、し尿等の収集処理にも十分配慮し、清潔なまちづくりを推進してまいり所存であります。特にごみ処理、し尿処理等の施設については、綿密な定期点検を行い、長期的有効利用を図る考えであります。

下水道事業は、鳥栖市土地開発公社で先行取得した終末処理場の用地の買戻しを行うこととし、管きよ(渠)工事は、国庫補助金が確定したら直ちに着手する考えです。

街路事業は、引き続き飯田〜麓上線舗装工事等を進めるとともに、早期解決を求められている街路改良等にも関係機関との調整を図り、更に基本計画に基づいた将来の事業についても、計画的な進展を図りたいと考えています。

公園事業は、中央公園園路舗装および市民公園南側広場の造成等を行うことにしています。

住宅の払下げと、住宅建設については、年

2ページへつづく

河内町で佐賀県植樹祭

4月25日 約300本を植える

52年度の佐賀県植樹祭が4月25日午前11時から、河内町的生活環境保全林内で行われます。植樹祭は、緑化運動を進める目的で、県が毎年県内各地で1回行っているもので、今回は、昭和49年度から51年度まで3か年かけて県が整備事業をした河内ダム西岸一帯の保全林内で行うものです。主催は佐賀県緑化推進委員および佐賀県。

当日は県知事はじめ県関係者、県内各市町村長・緑化推進委員・林業団体などおよそ360人が招待され、式典のあとクスノキ・ケ

ヤキ・クロガネモチ・イチヨウ各1本のほか300本のヒラドツツジが参加者によって植込まれることになっています。

森林公園として充実

生活環境保全林整備は、国民の保健と休業の場として利用するため、国の施策として進められており、各県1か所程度で事業が行われ、通称、森林公園と呼ばれています。

河内町の整備区域は面積が約31㏊。整備前はスギ・ヒノキ・マツ・クスノキその他の雑木が茂っていましたが、これらの自然林

を生かしながら、このうちの約18㏊にケヤキほか20種の大苗木2080本、ヤマモモほか17種の中苗木3295本、サツキほか6種の小苗木4670本を植え、管理道路が1000㏎、遊歩道が4880㏎造成されています。

今後の管理は市に移され、52年度以降に、便所・駐車・広場の造成・焼却炉・野鳥水場・案内板建設・ベンチ・チリカゴ・案内板・道標・樹木名ラベル設置など市の事業として行い、名実ともに森林公園として充実させることになっています。



森林公園から河内ダムを見る。

市議会を経て決まりました

かとうだまち あさいまち 加藤田町と浅井町が誕生

鳥栖市に2つの町が生まれます。加藤田町と浅井町で、加藤田町は一丁目から三丁目までに分かれています。

これは市が昭和50年に着手した行政区域の再編成の第1段階で、鳥栖市行政区域審議委員会(天本俊一会長)に、昭和51年11月諮問し、同委員会の審議を経て答申を受けたものです。

市は答申案を3月定例会議に提出、可決された後、4月18日付で県知事が告示する予定で、新町名は、この日発効します。

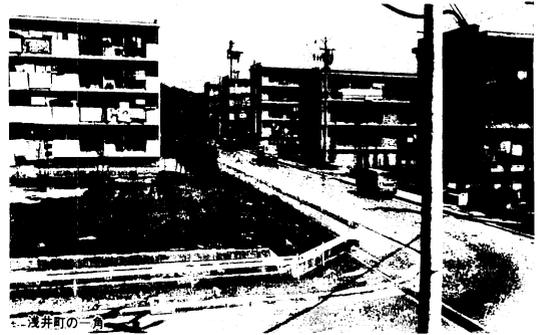
新設の加藤田町は、これまで神辺団地といたった地域で、昭和44年以来、県住宅供給公社の分譲住宅および県営住宅が建設され、現在では396戸のニュータウンになっています。面積は11.1は。加藤田の名は、同地区の字名の一つをとったものです。

浅井町は、昭和47年以来、市営の重方町浅井アパートや県営住宅が建設され、現在216戸が団地を形づいています。面積は3.9は。

町名は同地の字名からつけられました。

布津原町に16戸編入

新町の誕生と同時に、養父町字布津原に属していた新しい住宅地域0.6はが、布津原町に編入されました。この地域には、現在16戸の住宅があり、養父町の集落よりも布津原町の住宅街に隣接しているため、日常生活では布津原町の方が便利などころから編入されたものです。



浅井町の一角

市長・市議選に公平な資料を 市選管 公報を発行しポスター掲示場設ける

鳥栖市長および鳥栖市議会議員の選挙に際し、有権者に公平な資料を提供するため、市選挙管理委員会は、「選挙公報」を発行するとともにポスター掲示場を投票区ごとに設ける

ことになりました。

「選挙公報」には候補者の氏名・経歴・政見(500字以内)写真等が掲載されますので、候補者は、選挙告示の日またはその翌日まで

に、文書で選挙管理委員会に申請することになっています。公報は有権者のいる世帯全部に配布。

またポスター掲示場は、選挙ごとに一投票区に1か所以上のポスター掲示場を設置し、候補者は立候補の届出をしたあと、1掲示場に1枚はるることができます。

広域圏で電算 センター建設

53年度から事務処理始める

繁雑化する行政事務を合理化しようと、鳥栖市と周辺6町村は、鳥栖地区広域電子計算センター組合を設立し、電算機を導入することになりました。組合には鳥栖市、三田川町、東育振村・中原町・北茂安町・三根町および上峰村が加入し、鳥栖市役所敷地内に電算センターを建設し、53年度から事務処理を始める予定になっています。

(3ページへつづく)

無期限の優遇、やめる

工場の新・増設に対して

工場の新増設にたいし、固定資産税の75を3年間減免すること(奨励工場)などを決めた「工場および事業場の設置に伴う措置に関する条例」の一部が改正され、いわゆる大企業の「増設」にたいする無期限の優遇をやめ、増設にたいする優遇は中小企業に限ることになったほか、投下固定資産の額が引上げられました。

1ページからつづく

度中に建設者の承認を受けて、着手する所存であります。

市民に直結した 産業を振興

産業振興のうち、まず農林業については、世界的食糧問題、国内食糧自給率の向上等、農業をとりまく情勢の中で、大変むずかしい問題ですが、国・県の施策をふまえ、農林関係諸団体と一体となって農林業の振興を図る所存であります。

昭和51年度から調査、計画を進めてきた旭地区の第2次農業構造改善事業は、昭和52年度から4か年計画で実施することになり、52年度は、ライスセンターの建設およびイチゴ団地の造成を実施することにしました。裏作振興、野菜栽培奨励も継続して進めることとしていますが、妻はじめ、イチゴ、レタスを重点に事業を進める考えです。

新設工場で奨励工場に指定される条件

1)資本金が1億円をこえ、投下固定資産の総額が5億円以上、かつ、常雇従業員数が50人以上であること。操業開始の日から3年以内に建設される施設は新設とみなし、この場合の投下固定資産の額は、1億円以上とする。

2)資本金が1億円以下で、投下固定資産の総

額が2億円以上。常雇従業員数が20人以上であること。

工場移転の場合、奨励工場に指定される条件

●商業地域および居住地域などから、工業地域および準工業地域に工場を移転する場合で、資本金が1億円以下で、投下固定資産の総額が5000万円以上であること。

増設の場合 奨励工場に指定される条件

●資本金が1億円以下で、増設にかかる投下固定資産の総額が5000万円以上であること

畜産業は、畜産公害の防止対策、更に畜産経営の改善などについての対策を講じていきます。

農道整備事業は、県宮鳥栖東部基幹農道舗装事業ならびに継続事業として姫方地区、三島地区の団体営農道舗装事業を進める所存であります。

林業振興では、民有林の生産基盤としての林道の整備ならびに林業組織の育成指導に努め、合せて治山事業などについては、積極的に県の援助を受けて推進したいと考えます。

商工業振興については、中小企業対策として預託金を増額することにより、資金の緩和を図りたいと存じます。また、商工団体の指導体制の強化と中小企業経営についての合理的運営等の指導育成に努めたいと考えています。

商工団地は、将来性があり雇用力のある企業の、誘致実現について県と一体となって鋭

意努力することとしています。

労働に関する施策は、労働金庫への預託金を増額し、勤労者の福利厚生に寄与したいと考えます。

以上の歳出予算をまかなう財源として、市税は、20億9925万3000円を見込み、地方交付税は、国の地方財政計画等に基づき7億円を予定し、その他の歳入についても、地方財政計画および実績等によりそれぞれ計上しています。

これにより、昭和52年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出とも、それぞれ56億2856万8000円で51年度に比べ23.2は増加しています。

国保 8億3500万円の予算

特別会計国民健康保険の歳入歳出は、それぞれ8億3571万5000円で、51年度より11.6は増加しています。

今後、医療費の改正等も予測され、保険財

政はますます苦しくなると考えられますので、経常的経費の節減に努めるとともに、被保険者の健康相談・生活指導等、保健活動になお一層の努力を払い、保険財政の健全化に努める所存であります。

下水道 ろ過池築造など進める

水道事業は、52年度末の給水戸数を8813戸と推定し、年間給水量は295万979立方m、収益的収入は3億7067万3000円、同支出3億6076万6000円で営業する予定です。

資本関係は、企業債7億2100万円など、収入額は7億5083万2000円とし、支出では、7億9347万7000円を計上し、収入の不足額4264万5000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしています。

第一次拡張事業は、ろ過池工事を含む浄水施設築造工事および配水管布設工事などの事業を進めることにしています。

51年度

市政功労者を表彰



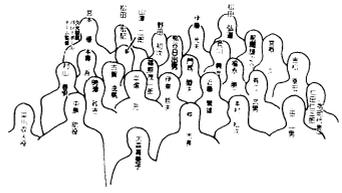
昭和51年度の市政功労者として、29人2団体が表彰を受け、4月1日市役所応接室で、原市長が表彰状と記念品を手渡しました。表彰者氏名は次のとおりです。(敬称略)

市政の運営および進展に貢献
 (市議会議員として在職20年以上)
 ○時津政吉 (68・本通町) ○松田弘道 (57・今町) ○本村松次 (64・田代本町)
 [同じく在職15年以上]
 ○小田一男 (52・儀徳町)
 [同じく在職10年以上]

○伊東哲夫 (64・平田町) ○近藤繁雄 (66・今泉町) ○平塚元 (44・宿町) ○福永勝二 (65・姫方町) ○藤田寅夫 (53・柚比町) ○松隈清吾 (69・高田町) ○高原久 (38・神辺町) ○門司睦夫 (59・元町)
 [嘱託員として在職10年以上]
 ○能谷日出男 (66・事業団宿舎) ○本壽善一 (70・田代昌町) ○山津二郎 (58・荻方町) ○村山春男 (45・河内町)
教育・学術・技芸および体育等の振興に貢献
 ○孫原茂一郎 (73・今泉町・子供クラブ)
 ○吉松幸宏 (17・京町・国体選手) ○山本邦

寿 (17・宿町・同) ○久光製薬株式会社・レーボールチーム (田代大官町・同) ○松田宏記 (19・今町・全国障害者スポーツ大会選手)
市政の進展、産業の開発振興に貢献
 ○有江武男 (52・田代新町) …昭和35年以来農業委員の職にあり47年以降会長代理
保健衛生の向上に貢献
 ○宿 町…町民の総意により、定期的に町内の清掃を行い、環境美化に努力
 ○古賀逸馬 (56・曾根崎町)…基里中校医として20年、基里小校医として17年

民生の安定に貢献
 ○大森喜美子 (74・鎗田町)…昭和41年から同51年まで人権擁護委員として尽力
納税に貢献(納税組合長)
 ○権藤栄次郎 (61・宿町・22年間) ○野田初次 (60・酒井東町・16年間) ○荒川義光 (58・曾根崎町・15年間) ○前間謙之介 (51・姫方町・15年間) ○伊藤光夫 (50・高田町・15年間)
奇特な行為
 ○長野富次郎 (60・東町一丁目)…私財を投じて棒園を創設し、一般に開放し、観光開発に貢献



市議会で決まりました

(2ページからつづき)
 共同で処理する事務は戸籍・住民登録異動などの住民情報から給与・市町村税・国民年金・国民健康保険などで、担当職員は加入市町村が出し合います。
 市ではすでに43年度から市税・水道料金などの計算事務を民間に委託してきましたが、委託料が高つくことなどもあり、広域圏で電算機導入を、51年度から話し合いを進めていました。
 電算センター建設に伴う費用約5200万円は鳥栖市が負担し、管理運営費は、各市町村の

人口割で分担し合うことになりました。
手数料を変更
 市から印鑑証明や住民票をとるときの手数料が次のとおり変わりました。

種 別	単 位	手 数 料	種 別	単 位	手 数 料
印 鑑 証 明	1 件	100円	身分に関する証明	1 件	100円
印鑑登録手帳の交付(初回を除く)	1 件	200円	納税に関する証明	1 件	100円
住民票・戸籍の附票、除かれた住民票もしくは除かれた戸籍の附票の謄本または抄本の交付	1 件	100円	国民健康保険に関する諸証明	1 件	100円
前号の謄本もしくは抄本の記載事項に変更のないことの証明または住民票に記載した事項に関する証明	1 件	100円	固定資産課税台帳・名寄帳および地割の謄写・照合及び閲覧ならびに土地・家屋等の評価証明(戸籍等を除く)	1 件	100円
住民票もしくは戸籍の附票または除かれた戸籍の附票の閲覧	1 世帯または1 戸籍	100円	職業に関する証明	1 件	100円
			営業に関する証明	1 件	100円
			その他の公簿閲覧・各種証明	1 件	100円
			転出証明	1 件	100円

走ろう歩こう大会

目的 地 朝日山頂
 期 日 4月24日(日)
 参加資格 市内居住者または市内勤務者
 方 法 次の3か所を集合地点とします。
 ①鳥栖市役所(朝日山山頂まで約4.5%)
 午前9時30分集合、10時出発
 ②麓公民館(山頂まで約2.5%)
 午前9時30分集合、10時出発
 ③旭公民館(山頂まで約2.5%)
 午前10時集合、10時30分出発
 ※田代・基里地区の人は、市役所にお集

まりください。
オリエンテーリングしよう
 鳥栖市青年団体連絡協議会
 日 時 4月29日(金) 午前10時～午後4時
 集合場所 田代公園
 参加費 1人200円(飲料・記念品代等)
 その他●1グループ2～4人で実施します
 か、1人でもおいでください。

●昼食は各自持参
 ●オリエンテーリングに必要な器材は、主催者が用意します。
 連絡先 山本佳代子(電話39-4408)

青年大学講座の仲間になろう
 私共は、51年度青年大学講座で学び、自治

会を運営してきました。52年度もぜひ続けて学びたいと思い、市にも開講をお願いしています。そのためには出来るだけ多くの参加者を確保しておきたいので、みなさんに参加を呼びかけています。
 青年大学(仮称)は、青年期の教養を高め、友情を培う社会教育として運営されます。学習内容は、一般教養(郷土の歴史・哲学など)や青年期特有の問題その他仲間作りのためのレクリエーションや野外活動を行っています。
 あなたもぜひ参加して仲間を作り、友人として心から語り合ひましょう。
 連絡先 野田成実
 (田代町20、電話35301)

★生ゴミの水切りは十分に。 ★飼犬は必ずつないで。

市営住宅の入居者を募集

市は次のとおり、市営住宅の入居者を募集します。

(浅井アパート)

- 種別 第1種市営住宅・中層耐火構造3階建
- 間取り 3DK (6畳2間・4畳半・ダイニングキッチン)
- 募集戸数 11戸
- 入居予定 7月1日

- 使用料 1万8000円
(第2種市営住宅補充入居者)
- 募集団地 第2種市営住宅全団地

申込要領

- 申込期間 4月18日(月)～4月26日(火)
(日曜は休み・土曜は午前中)
- 抽選日時 5月9日(月)午前10時
- 抽選場所 2階第5会議室

- 申込資格 ①市内に居住している人または市内に勤務場所のある人②現に同居または同居しようとする親族があること③①および②に該当し一定の収入基準に達する人。
- 申込方法 建設課に用意している市営住宅申込用紙に記入し、源泉徴収票および住民票謄本を添えて同課住宅係に出してください。
- くわいことは建設課住宅係(③3111内線231)へ。

県住の入居予備者も

- 1予備者募集団地 鳥栖市内県営住宅および基山、中原、石見の各団地。
- 2申込受付期間 4月7日～12月17日
- 3申込受付場所 鳥栖土木事務所建築課
- 4申込資格 ①現に同居または同居しようとする親族があること②現に住宅に困っている人③一定の収入基準に該当すること。
- 5入居方法 申込受付順にあき家ができ次第入居できます。

敬老年金の受給申請を

市は80歳以上のかたに敬老年金をさし上げていますが、こんど初めて年金を受けることになった人は、5月21日までに福祉事務所へ申請してください。

(年金をもらえる人) 明治30年6月1日以前生まれで、鳥栖市に1年以上住んでいる人。

(申請に必要なもの) 印鑑と家族全員の住民票の写し。

- (年金の額)
- 80歳～85歳 年額 8000円
- 86歳以上 年額 1万円

(1期の接種がすんでいる幼児)

- 期日 5月6日(金)…鳥柄地区
5月9日(月)…田代・基里・麓・旭
- 受付 午後1時30分～2時50分(厳守)
- 会場 中央公民館(本町三丁目)

●お願い ①種痘はしか生ワクチン接種後1か月過ぎていない幼児は今回の接種はできません②接種には幼児の保護者がつれてきてください③母子手帳は必ず御持参ください④朝起きたらすぐ体温を計ってください。

ジフテリア・百日せき 破傷風の予防接種

幼児のジフテリア・百日せき・破傷風の混合予防接種を次のとおり実施しますので該当者に必ず受けさせてください。

●該当者 生後24か月から72か月未満までの幼児。

- (124か月～48か月未満の幼児…三種混合)
- (248か月～72か月未満の幼児…二種混合)

献血をどうぞ

献血車しらはとが参りますので、みなさまに献血をお願いします。交通事故や手術などであなたや家族などに、思いがけず大量の血液が必要になることがあるかもしれませんので、健康なときに献血をして万一に備えましょう。献血は、他人の命を助けるだけでなく、あなたの危急に際しては、優先して輸血を受けることができます。

●とき 4月26日(火)午前10時～午後3時
●ところ 市役所衛生課前

鳥栖高等学校創立 五十周年記念同窓会

日時 5月8日(日)午前9時20分
会場 鳥栖高等学校体育館
内容 物故者慰霊祭、式典のあと10時30分からアトラクション。午後零時30分から昼食会

主催 鳥栖高等学校同窓会
記念総会実行委員会

アパート等の水道料金説明会

5月検針分から市の水道料金が変わりますので、アパートや平家の集合住宅等の水道料金計算および基金方法などの説明会を、次のとおり開きます。関係者はおいでください。

●とき 4月25日(月)午後1時30分
●ところ 市役所2階第5会議室

なぜこんなこと するのか?

市民公園の本がときどき盗まれます。悲しいことでは
ありませんか。

鳥栖小の日直を してください

教育委員会は、鳥栖小学校の日直をしてくださるかたを1人募集しています。

- 勤務期日 52年4月29日から53年3月31日までの土曜・日曜・祝日・年末年始・うららぎ。
- 勤務時間 土曜日は正午～午後5時、日曜日等は午前8時30分～午後5時
- 資格 20歳以上60歳までの健康な人
- 委託料等 1日につき2000円、半日は1000円、年末年始およびうららぎ(8月15日)は、5割増し。

●申込み 4月25日まで教育委員会総務課 総務係(電話③3111、内線339、340または③2504)

ゴミ収集日を変更

4月末から5月上旬にかけて、ゴミ収集日を一部次のように変更します。

- 5月2日(日)分は4月30日(土)に繰上
- 5月3日(火)分は5月4日(水)に繰下
- 5月4日(水)分は5月5日(木)に繰下
- 5月5日(木)分は5月6日(金)に繰下
- 5月6日(金)分は5月7日(土)に繰下

農地の転用は所定の手続きで

農地を転用したいときまたは農地を転用するために、所有権などの移転、設定をしたいときは、農地法によって事前に手続きをしなければならない。もし手続きをせずに農地

をつぶすと、事業の中止など種々の措置がとられますから、必ず所定の手続きをしてください。

農業委員会事務局(TEL庁内234・235・305)

— 手続きのあらまし —

関係法令	農地法第4条・第5条・同施行規則第4条・第6条
申請書用紙	農業委員会事務局でお渡します。
申請書に添付する書類	(1)申請(または届出)農地の登記簿謄本。 (2)法人の場合は、法人登記簿謄本。 (3)法人・団体のときは、定款・寄附行為・規約など。 (4)他の法令による許・認可・関係機関の議決を要する場合 これらのことを完了している場合、または手続き中の場合は、そのことを証する書面(または写し)。 (5)所有権以外の権利に基づいて申請するときは、所有者の同意書。 (6)申請農地について、地上権・永小作権・質権または、賃借権に基づく耕作者がいるときは、その同意書。 (7)取水・排水についての水利権者など関係者の同意書。 (8)隣接農地の所有者・耕作者の同意書。 (9)土地改良区の区域内は、土地改良区の同意書。 (10)図面について (ア)字図の写し(イ)建物・施設等の配置図(ウ)建物・施設等の平面図(エ)申請場所の位置図 ※水を多量に使用する施設の場合は、汚水浄化施設計画・排水方法を明確にしてください。
申請当事者	法第4条の申請(届出)……………農地を転用する人(所有者)。 法第5条の申請(届出)……………所有者と転用する人双方で。
都市計画法による開発許可	区域または規模によっては、都市計画法による開発許可がありますから、ご注意ください。
国土利用計画法による規制について	市街化区域 2,000㎡以上 市街化調整区域 5,000㎡以上 その他の区域 10,000㎡以上 ※農地法の手続のほかに、事前の手続がありますから、注意してください。